

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年9月26日（平成28年（独情）諮問第80号）

答申日：平成29年3月8日（平成28年度（独情）答申第88号）

事件名：教職員の自宅待機措置に係る文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月4日付け岡大総総第130号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分を全て取り消し、請求通りの文書を特定しその一切を開示せよ。本件開示決定通知書には開示しない理由欄の記述内容が真実でなく、論理も整合性もなく唐突に末尾結論に「法人文書の存否を明らかにせず本請求を拒否する」との記載されており無効である。以下異議申立ての理由を補足する。

原法人文書開示請求書を見れば、本件開示請求は以前の開示請求結果による岡山大学法人文書に基づき開示請求されたものであることは明確である。

法人文書開示請求書における報道内容の間接引用は参考情報としてであり「以前の開示請求結果」から自然に導きだされる事実を述べているに過ぎない。この情報に基づいて開示請求などしていない。

また岡山大学は関係事案（自宅待機命令その他教員への不利益処分、措置、裁判結果等を含む；例示）につき長期にわたり、種々の形態で様々な情報を公開している。種々の形態とはインターネット公式ページでの公表、開示請求結果による文書開示、報道機関への連絡や開示、報

道機関からの取材，問い合わせや記者会見での回答ないし説明，質疑応答等がこれらの典型例である。また訴訟法廷や判決書での内容，取材・報道内容も既知情報（開示情報ないしそれに準じる情報）に含まれる可能性がある。法令により既に開示した範囲情報は想定外に大きく，私の把握を超えている。よって私の開示請求書における引用もそれを反映し，開示請求の趣旨とはせず，単に自然な帰結を指摘したに過ぎない。よって，本件理由記載内容は失当・無効である。

言うまでもないことだが，「本学から発信したものではない」などとは詳細な検討を経ないと結論できる内容ではない。既に多くの膨大な情報が開示・公開されており間接直接に岡山大学が「発信した内容」は膨大であるためその検証は容易でない。担当者や連絡・調査者等も失念しあるいは隠蔽している可能性が大きい。

また「本学から発信したものではない」は，どの情報につき述べているのか具体的内容が曖昧であり，きちんと特定すべきである。不明なら法令に従い，補正手続きをとるべきである。実際に補正手続きはあったがこの点の対象外であった。理由欄は補正手続きからも“不自然”である。情報操作したりその“闇”に乗じて，人権侵害や不当な措置や処分をすることは人類の歴史に繰り返し生じている。そして「大学や社会」は衰退する。岡山大学の特定裁量者がこの愚を繰り返すことが無いよう祈念している。

（2）意見書

私の異議申立書に対し，岡山大学は同法人作成の「理由説明書」の中で私の請求につき検討した旨記している。

しかるにその検討は，事実誤認を含みかつ法令の解釈に誤りに基づいており有効適正とは認められない。例えば，「3 異議申立人の主張に対する検討」において，「特定日の特定情報媒体による報道をもとに」と主張しているが，これは事実ではない。

本件開示請求は以前の開示請求結果による岡山大学法人文書に基づき開示請求されたものであることは明確である。法人文書開示請求書における報道内容の間接引用は参考情報としてであり「以前の開示請求結果」から自然に導きだされる事実を述べているに過ぎない。この情報に基づいて開示請求などしていない。

また公的研究費の扱いについては大学法人の研究者の氏名や職位，当該研究テーマ，期間などが公表されている。その成果や進捗状況は研究者及び所属機関の責任として報告及び公表の義務が課せられている。これは公的研究費の基本であり厳守されねばならない。いわんや経費返還や研究中断などの場合は迅速にその理由と状況等が研究担当者実名とともに関係機関により公表される。

この制度に照らすと岡山大学の説明は逸脱しており法令違反である。

また「当該報道は本学から発したものでなく」とあるがこれは事実と異なるばかりか、恣意的に法令を曲解した主張である。関係情報は種々の行政機関が発した情報の総合であり、報道機関が法令に基づき入手した適正な情報である。岡山大学は発していないとの主張は調査や解釈が狭すぎるため、結果として事実でなく、不開示理由にはなりえない。

「理由説明書」の記述は真実でも事実でもなく、大学私物化と教員弾圧の口実に過ぎない。（添付資料1及び添付資料2参照）。

文書開示の背景として、さて岡山大学でも特定事象があった。予見どおりに、ここでも事由は「非違行為、法令違反行為（パワーハラスメント等）」であり、典型的な冤罪・弾圧パターンである。

これらの経緯や事実、関連事項のほとんどが全学等に公表された。岡山大学は「公表」を著しく狭義の意味にとっており、実情にあわず不自然である。留意すべきは、「個人情報保護」は「公正性担保のための情報開示」とのバランスが重要で、保護一辺倒ではない。法令でも特定職のように1名しか居ない職位については保護対象にならず、実名を開示するよう規定されている。大学学長の不祥事の場合などを考えれば、法令としても個人情報保護に制約がかかり公表される部分が拡大される。また本件の場合、職務と私的行為との境界も微妙で実態は公務であり、大学側の公表内容が事実と異なっていた点が多々あることも危惧される。また「個人情報保護」の名目で大学行政が恣意的、不公正になることが危惧される。要するに密室での大学私物化である。

このような経緯を客観的にかつ詳細に把握すると、理由説明書は、理由をなしておらず論旨や記述内容は不自然かつ不公正である。個人情報保護を根拠にしているが、これは不法処分・措置の「隠れ蓑」に過ぎず、根拠も正当性もない。本件開示請求が特定事象に連なる本質事案であることに留意し公正な審査を祈念する。

（本答申では添付資料は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問に至る経緯及び概要

(1) 異議申立人は、処分庁に対し、平成27年11月19日付け「法人文書開示請求書」により、特定日A付け特定文書番号にて開示された文書及び特定時期Aに特定情報媒体で報道された内容を元に以下の文書について開示請求を行った。

- ① 「自宅待機通知書の交付について」に係る入手ないし作成された一切の文書
- ② 当該自宅待機措置に係る懲戒処分に該当する行為の内容、懲戒処分に係る手続きの記録及び決定された処分内容に関する一切の文書

③ 当該自宅待機措置に係る公的研究費の課題進捗状況と経費返還等に関する一切の文書

(2) 本学では、本件開示請求に係る法人文書について、当該報道は本学から発信したものではなく、本件開示請求の対象となる文書の存否を答えることは、当該特定教職員が自宅待機を命じられているかどうかを開示することとなるため、法8条の規定により、当該法人文書の存否を明らかにせず、不開示決定を行った。

(3) 異議申立人は、不開示の決定は妥当性を欠くとして、存否応答拒否として不開示とした決定内容をすべて取消し、請求通りの文書を特定し、その一切の開示を求める旨の異議申立てを行った。

2 異議申立てに係る法人文書の名称

- 特定教職員の自宅待機措置に係る文書一切及び当該自宅待機措置に係る懲戒処分に該当する行為の内容及び手続き記録に関する文書一切
- 特定教職員の自宅待機措置に係る公的研究費の課題進捗状況と経費返還等に関する文書一切

3 異議申立人の主張に対する検討

異議申立人は、特定日A付け特定文書番号の開示決定にて入手した文書及び特定日の特定情報媒体による報道をもとに、特定教職員の自宅待機措置に係る文書一切及び当該自宅待機措置に係る懲戒処分に該当する行為の内容及び手続き記録に関する文書一切並びに特定教職員の自宅待機措置に係る公的研究費の課題進捗状況と経費返還等に関する文書一切について請求しているが、当該報道は本学から発信したものではなく、本件開示請求の対象となる文書の存否を答えることは、当該特定教職員が自宅待機を命じられているかどうかを開示することとなる。

以上の理由により、法8条の規定により、当該法人文書の存否を明らかにせず本請求を拒否することとした原処分は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月21日 異議申立人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年1月16日 審議
- ⑤ 同年3月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を答えるだけで法5条1号により不開示とすべき情報を開示することになるとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処

分を行った。諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 諮問庁は、本件開示請求は岡山大学が過去に開示決定した文書及び特定日の特定情報媒体による報道を基に、特定教職員の自宅待機措置に係る文書等を請求しているが、当該報道は岡山大学から発信したものではなく、その存否を答えることは、当該特定教職員が自宅待機を命じられているかどうかを開示することとなる旨説明する。

(2) 本件開示請求書の記載を確認すると、「請求する法人文書の名称等」欄の記載は別紙に掲げるとおりであって、その中に自宅待機を命じられた教職員の氏名、具体的職名等といった個人の特定を可能とする記載は認められない。また、同請求書に添付された文書は、教職員に対する自宅待機通知書の交付に係る決裁文書であって、受信者の氏名は塗抹されており、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は特定日A特定文書番号による一部開示決定の開示実施（写しの交付）に際して塗抹したものであるとのことである。

そこで検討を行うと、本件は特定個人の氏名等を明示して行われた開示請求ではなく、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は、自宅待機通知書の交付が行われた懲戒処分等事案において、開示請求書に記載された各区分について何らかの文書が存在するという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）であると認められる。そして、本件存否情報は、自宅待機を命じられた教職員の個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することはできず、法5条1号本文前段の不開示情報には該当しない。また、本件存否情報は、上記事案に関する具体的な情報を含むものではなく、これを公にすることにより、個人が特定されるおそれや個人が特定されない状況にあってなお個人の権利利益を害するおそれがあるとすべき事情はいずれも認め難く、同号本文後段の不開示情報にも該当しない。

したがって、本件存否情報は、法5条1号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

岡山大学情報公開窓口より開示された添付文書 1（*）を参照願う。

本件開示請求では、添付文書 1 に係る以下の文書につき開示請求する。

注記；添付文書 1 は特定日 A 付け特定文書番号により開示決定された特定文書の 2 枚で受信者部分は不開示，余は 2 枚とも同一記述である。添付文書 1 から特定教職員 2 名への「自宅待機通知書」が特定される。以下本件文書特定では必要に応じてこの 2 名を教職員 1，教職員 2 と識別することを求める。

- (1) 添付文書 1 は起案日特定日 B，決裁日特定日 C の件名「自宅待機通知書の交付について（伺）」の原議書で学長等の承認印が捺印されている。よって特定日 C 以降に岡山大学特定教職員 2 名に対し「自宅待機通知書」が交付された事実が確認される。この交付（特定教職員 2 名への自宅待機措置）に係り，岡山大学として，入手ないし作成された一切の文書の開示を求める。通知書本体，審議や調査の記録，原議書，交付記録・報告書，関連文書を含む。教職員 1，教職員 2 として識別することを求める。
- (2) 添付文書 1 による「自宅待機措置（命令）」は岡山大学就業規則により「学長は“懲戒処分に該当する行為を行った場合”は，“当該懲戒処分が決定するまでの間，”当該職員に自宅待機を命ずることができる」とあり“懲戒処分に該当する行為の特定”と“当該懲戒処分が決定されるまでは自宅待機が持続する旨”が確認される。そこで「a. 懲戒処分に該当する行為の内容」，「b. 当該懲戒処分に係る手続きの記録類」および「c. 決定された処分内容」に係る文書類を遺漏なく特定し一切を開示することを求める。必要に応じて教職員 1，教職員 2 として識別することを求める。
- (3) 特定時期 A に特定情報媒体で岡山大学特定教職員 2 名が特定時期 B 以降に自宅待機を課されていることが報道された。またこの自宅待機に係り公的研究費の課題進捗状況や経費返還問題等につきニュース・解説類が報道（*）された。

注記；これらの公的情報は岡山大学や行政府を含む広範かつ公正，客観的な調査・取材・開示情報に基づいており，更に岡山大学および岡山大学教職員からの公表情報により添付文書 1 に係る教員の事案であることが確定する。事実，文書開示結果は一致する自宅待機命令は添付文書 1 のみを特定・開示しかつ確定している。

そこで「本件自宅待機措置（命令）に係る公的研究費の課題進捗状況と経費返還等」に関して岡山大学が，入手ないし作成した一切の

文書を開示することを求める。必要に応じて教職員 1，教職員 2 として識別することを求める。

(本答申では添付文書は省略。また、「特定教職員」は原文のままであり、当該部分に教職員の氏名等は記載されていない。)